

第22期定時株主総会招集ご通知

電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業報告

主要な事業内容
主要な事業所
使用人の状況
主要な借入先の状況
新株予約権等の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

計算書類に係る会計監査報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社リグア

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、主として接骨院の経営・運営に対するソリューションを提供する「ウェルネス事業」と保険代理店や財務コンサルティング等を行う「ファイナンシャル事業」の2つのセグメントで事業を展開しております。

事業区分別の主要な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	サービス区分	事業内容
ウェルネス事業	ソフトウェア	患者情報管理及びレセプト計算システムの提供
	機材・消耗品	接骨院における自費施術商材の販売
	コンサルティング	接骨院への教育研修プログラム及びWebコンサルティング等の提供
	請求代行	接骨院における療養費請求代行サービス及び療養費早期支払サービスの提供、リース事業
	健康サポート	「Dr.Supporter」「My.Supporter」等のIFMC関連商材の販売
ファイナンシャル事業	保険代理店	生命保険及び損害保険の代理店として各保険商品の募集
	経営支援・手数料	財務コンサルティングの提供、M&A仲介

主要な事業所 (2026年3月31日現在)

① 当社

本社	大阪市中央区淡路町二丁目6番6号
東京事務所	東京都千代田区永田町一丁目11番30号

② 子会社

FPデザイン株式会社	本社（大阪市中央区）、東京事務所（東京都千代田区）、名古屋事務所（名古屋市中区）、福井事務所（福井県福井市）、金沢事務所（石川県金沢市）、那覇事務所（沖縄県那覇市）、豊田事務所（愛知県豊田市）
株式会社ヘルスケア・フィット	本社（大阪市中央区）、浜松営業所（浜松市中央区）
株式会社ヒゴワン	本社（熊本市中央区）
日本ソフトウェア販売株式会社	本社（大阪市中央区）
株式会社イフミックウェルネス	本社（大阪市中央区）

使用人の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ウェルネス事業	92 (4) 名	5名増 (2名減)
ファイナンス事業	37 (7) 名	18名減 (2名増)
合計	129 (11) 名	13名減 (－)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、出向者及び臨時使用人は含んでおりません。
 2. アルバイト及びパートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
63(1)名	12名増 (1名増)	36.1歳	6.8年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、出向者及び臨時使用人は含んでおりません。
 2. アルバイト及びパートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	342,226千円
株式会社三菱UFJ銀行	256,701千円
株式会社紀陽銀行	210,031千円
株式会社商工組合中央金庫	184,550千円
株式会社りそな銀行	168,346千円
株式会社関西みらい銀行	153,491千円
株式会社三井住友銀行	124,669千円
株式会社南都銀行	100,000千円

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第5回有償新株予約権
発行決議日		2023年11月7日
新株予約権の数		2,055個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 205,500株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり200円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 171,930円 (1株当たり 1,719.3円)
権利行使期間		2023年11月22日から 2033年11月21日まで
行使の条件		(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,055個 目的となる株式数 205,500株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

(注) 第5回有償新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権を取得した者（以下、「本新株予約権者という。」）は本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの期間において、当社の時価総額（次式によって算出するものとする。）が100億円を超過している日の翌日に限り、本新株予約権を行使することができる。
時価総額＝時価総額の算出日時点の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値×時価総額の算出日時点の当社発行済株式総数（自己株式控除後）
- ② 上記①に拘わらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの期間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日。ただし、当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の最終日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ③ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称

あると築地有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,626千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,626千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の内容の概要

当社は、取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を次のとおり決議しております。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、法令及び定款並びに社会規範を遵守するとともに、「企業行動規範」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
 - (2) 業務遂行する上で遵守すべき基準及び諸手続を纏めた諸規程を作成し、これを遵守する。
 - (3) 「コンプライアンス規程」に基づき、管理部門担当取締役をコンプライアンス担当取締役、管理部門をコンプライアンス担当部署とそれぞれ定める。コンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス担当部署は、コンプライアンス遵守の徹底を図るため、共同して「コンプライアンスマニュアル」等の実施状況を管理及び監督し、役職員に対する適切なコンプライアンス教育及び研修の実施、役職員によるコンプライアンス遵守状況の調査及び問題がある場合の改善指示等を行う。
 - (4) 「内部通報規程」に基づき、コンプライアンス上疑義のある行為等の防止・早期発見・是正を目的として内部通報制度を設け、社内窓口として常勤監査役、内部監査室長、社外窓口として顧問弁護士等を内部通報窓口とする体制を、通報者保護の原則に基づき運用する。
 - (5) 万一コンプライアンス上問題となり得る事態が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役が、直ちにその状況及び対策その他必要な事項を、取締役会及び監査役会に報告する。コンプライアンス担当部署は、かかる事態の再発を防止するための施策を策定し、当社グループにその内容を周知徹底する。
 - (6) 代表取締役社長直轄の内部監査担当部署として内部監査室を設置し、内部監査室は「内部監査規程」に基づき、コンプライアンス担当部署と連携の上、コンプライアンスの状況を定期的に監査する。また、これらの活動は定期的に代表取締役社長及び監査役会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、「取締役会規則」、「稟議規程」、「文書管理規程」その他の当社社内規程において、情報の保存及び管理の方法に関する事項を定め、適切に保存及び管理する。
 - (2) 取締役及び監査役は、上記情報を必要に応じて閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「リスク管理規程」に基づき、当社グループ全体のリスク管理を行う。
 - (2) 経営危機が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、危機を解決、克服又は回避するための体制を整える。
 - (3) 経営危機を未然に防止するため、当社グループ全体のリスクの管理に係る体制の整備等を担当する組織としてリスク管理委員会を設置する。
 - (4) 内部監査室は各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長及び監査役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 「取締役会規則」に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を都度開催する。
 - (2) 「経営会議規程」に基づき、経営効率を向上させるため、経営会議を毎月1回開催し、一定の業務執行に関する基本的事項及び重要事項にかかる意思決定を機動的に行う。

- (3) 業務の運営については、取締役会が中期経営計画及び各事業年度の計画を策定し、当社グループ全体の目標を設定するとともに、各取締役の業務分担を定め、効率的な業務執行を行う。各部門においては、計画に定める目標の達成に向け、具体策を立案及び実行するとともに、定期的に取り締役に業績報告を行うことにより、経営計画の達成状況について取締役会によるチェックを受ける。
- (4) 組織的かつ効率的な経営を行うため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を定めて運営を行う。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は子会社に対して、子会社の取締役又は監査役として当社役職員を派遣し、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督する。
- (2) 子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において取締役会の承認を得る又は報告を行う。
- (3) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を行う。
- (4) 監査役は、「監査役規程」に基づき、取締役及び使用人から、子会社管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料の閲覧を行うものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の求めにより監査役補助者として使用人を配置した場合の当該使用人は、その職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととする。また、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等について、監査役は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分留意するものとする。
- ⑧ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況の報告を行うとともに、随時各監査役の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行う。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況並びに内部通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- (3) 監査役に報告を行った取締役及び使用人に対し、報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うこととする。
- (2) 監査役は、必要に応じて、会計監査人及び内部監査室長と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性の確保を図ることとする。
- (3) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士等に専門的な立場から助言を受ける等必要な連携を図ることとする。

⑪ 反社会的勢力との取引排除に向けた体制

- (1) 「反社会的勢力排除宣言と対応基本方針」に基づき、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求は拒絶することを基本方針とする。
- (2) 「反社会的勢力対応規程」に管理部を反社会的勢力対応部署と定め、体制整備に努める。同規程に基づき、反社会的取引の防止に必要な管理体制及び手続について規定するとともに、不当要求発生時に採るべき対応策や方針を定める。
- (3) 反社会的勢力対応に関する方針・規程等の周知徹底にあたっては、「企業行動規範」その他の啓発資料の配布や反社会的取引に至る主要類型等を示すなどにより、注意喚起を行うとともに、役職員に対し反社会的勢力対応に関して必要な教育を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当期における運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 「取締役会規則」に基づき、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。また、毎月1回の定期取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度においては、13回の取締役会を開催いたしました。取締役会では月次決算及び業務執行に係る報告がなされており、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行っております。
- ② 「監査役会規則」に基づき、毎月1回の監査役会及び必要に応じて臨時監査役会を開催しており、当事業年度においては14回の監査役会を開催いたしました。監査役会においては監査計画の策定及びその実施状況について情報を共有するとともに、内部監査室と随時意見交換や情報共有を行うなど連携を図っております。また、取締役会や重要会議への出席や代表取締役社長等との面談を定期的に行っております。
- ③ 内部監査室による定期的な内部監査を実施し、その結果は代表取締役社長に直接報告しております。また、内部監査室は監査役と定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について意見交換を行っております。
- ④ 「リスク管理規程」に基づき、四半期毎に開催しているリスク管理委員会において、関係する法令等の改廃動向の把握も含め、リスク全般の早期発見と未然防止に努めており、当事業年度においては6回開催いたしました。また、「内部通報規程」に基づき、内部通報窓口を設置することにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っており、当事業年度の通報件数は0件となっております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 資 合	主 本 計		
当 期 首 残 高	551,265	476,085	△687,951	△20,002	319,397		411	319,808
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	45,700	45,700			91,400			91,400
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△241,026		△241,026			△241,026
自 己 株 式 の 取 得				△37	△37			△37
自 己 株 式 の 処 分		2,288		4,442	6,731			6,731
当 期 変 動 額 合 計	45,700	47,988	△241,026	4,405	△142,932		-	△142,932
当 期 末 残 高	596,965	524,074	△928,977	△15,596	176,464		411	176,875

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・連結子会社の名称 FPデザイン株式会社
株式会社ヘルスケア・フィット
株式会社ヒゴワン
日本ソフトウエア販売株式会社
株式会社イフミックウェルネス

- ・連結の範囲の変更 2025年5月20日付にて設立いたしました、FPデザイン株式会社について、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
2025年8月1日付にて、株式会社FPデザインの全株式を譲渡したため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

- ・商品、原材料及び貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	3年～15年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	2年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ. ウェルネス事業

ウェルネス事業においては、主にソフトウェアや機材の販売、IFMCを用いた当社のヘルスケアブランド「Dr.Supporter」「My.Supporter」「SLEEPINSTANT」の販売及び各顧客に合わせたコンサルティングや療養費請求代行のサービスを行っております。ソフトウェアや機材の販売に係る収益は、顧客との契約に基づいて、ソフトウェアの導入が完了した時点で、機材の販売及びヘルスケアブランドの販売は顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

サービスに係る収益は、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり定額で収益を認識しております。

ファイナンス・リース取引に係る収益は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法で収益を認識しております。

ロ. ファイナンシャル事業

ファイナンシャル事業においては、保険代理店として生命保険や損害保険の販売を、金融商品仲介業として株式や投資信託の販売を行うほか、財務コンサルティングやM&A仲介を行っております。保険代理店は、保険会社との保険代理店委託契約に基づき、保険契約の締結の媒介及び付帯業務を行っております。保険契約が有効となった時点で主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で、顧客との契約から生じる代理店手数料の金額を収益として認識しております。金融商品仲介業は、株式や投資信託の販売手数料等について、取引が行われた時点で履行義務が充足されるため、同時点において収益として認識しております。

サービスに係る収益は、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり定額で収益を認識しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現が見込まれる期間で均等償却を行っております。

⑥ 繰延資産の処理方法

株式交付費については、支出時に全額費用処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

繰延税金資産 8,504千円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としています。課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、事業環境の変化による不確実性を伴い、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 151,435千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,611,800株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式 21,051株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 207,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金は金融機関からの長期借入により、短期的な運転資金は短期借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引については、行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金、営業貸付金、リース債権及びリース投資資産は顧客の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、預り金はすべて1年以内の支払期日であります。長期借入金は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で7年後であります。営業債務及び長期借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

営業債権については、債権管理マニュアル等に従い、管理部が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理マニュアル等に準じて、同様の管理を行っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) リース債権及び リース投資資産	234,934	231,336	△3,597
資 産 計	234,934	231,336	△3,597
(1) 長期借入金（※2）	844,760	842,606	△2,153
負 債 計	844,760	842,606	△2,153

(※1) 現金及び預金、売掛金、営業貸付金、買掛金、未払金、預り金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算出した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
リース債権及びリース投資資産	—	231,336	—	231,336
長期借入金	—	842,606	—	842,606

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

リース債権及びリース投資資産

元利金の合計額を、新規に同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	ウェルネス事業	ファイナンシャル事業	計	
ソフトウェア	215,132	—	215,132	215,132
機材・消耗品	199,835	—	199,835	199,835
コンサルティング	410,726	—	410,726	410,726
請求代行	402,551	—	402,551	402,551
健康サポート	466,684	—	466,684	466,684
保険代理店	—	521,798	521,798	521,798
金融商品仲介業 (IFA)	—	58,051	58,051	58,051
経営支援・手数料	—	65,447	65,447	65,447
顧客との契約から生じる収益	1,694,930	645,297	2,340,228	2,340,228
その他の収益 (注)	79,029	—	79,029	79,029
外部顧客への売上高	1,773,960	645,297	2,419,257	2,419,257

(注) その他の収益は、ソフトウェア及び機材・消耗品のリース取引によるものです。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」における「(4)会計方針に関する事項」の「④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権 (期首残高) 272,856千円

顧客との契約から生じた債権 (期末残高) 211,097千円

契約負債 (期首残高) 24,771千円

契約負債 (期末残高) 23,756千円

②残存履行義務に配分した取引金額

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	110円93銭
(2) 1株当たり当期純損失	159円28銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,287,976	流動負債	1,282,879
現金及び預金	844,449	買掛金	7,408
売掛金	150,869	短期借入金	433,000
商 品	186,320	1年内返済予定の長期借入金	338,120
原材料及び貯蔵品	31,309	未払金	55,085
前 渡 金	1,603	未払費用	42,454
前 払 費 用	37,935	未払法人税等	11,006
関係会社短期貸付金	68,130	未払消費税等	5,625
そ の 他	6,465	契 約 負 債	2,463
貸倒引当金	△39,109	預 り 金	373,051
固定資産	554,503	賞 与 引 当 金	13,148
有形固定資産	55,368	そ の 他	1,517
建物附属設備	34,500	固定負債	463,324
車両運搬具	3,436	長期借入金	447,520
工具、器具及び備品	17,431	資産除去債務	15,804
無形固定資産	13,319	負債合計	1,746,203
ソフトウェア	12,554	(純資産の部)	
そ の 他	765	株 主 資 本	95,865
投資その他の資産	485,815	資 本 金	596,965
関係会社株式	424,217	資 本 剰 余 金	555,106
出 資 金	60	資 本 準 備 金	546,965
関係会社長期貸付金	149,692	そ の 他 資 本 剰 余 金	8,141
繰延税金資産	5,876	利 益 剰 余 金	△1,040,609
そ の 他	10,869	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,040,609
貸倒引当金	△104,900	繰越利益剰余金	△1,040,609
資産合計	1,842,480	自 己 株 式	△15,596
		新 株 予 約 権	411
		純 資 産 合 計	96,276
		負債純資産合計	1,842,480

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,165,712
売上原価	361,496
売上総利益	804,216
販売費及び一般管理費	892,466
営業損失	88,249
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	5,337
受取手数料	1,150
その他	544
営業外費用	
支払利息	21,174
株式交付費	565
その他	405
経常損失	103,361
特別損失	
関係会社貸倒引当金繰入額	141,525
関係会社株式評価損	50,876
事務所移転費用	3,263
固定資産除却損	237
税引前当期純損失	299,264
法人税、住民税及び事業税	3,919
法人税等調整額	64,819
当期純損失	368,003

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計				
当 期 首 残 高	551,265	501,265	5,852	507,117	△672,605	△672,605	△20,002	365,774	411	366,185
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	45,700	45,700		45,700				91,400		91,400
当 期 純 損 失					△368,003	△368,003		△368,003		△368,003
自 己 株 式 の 取 得							△37	△37		△37
自 己 株 式 の 処 分			2,288	2,288			4,442	6,731		6,731
当 期 変 動 額 合 計	45,700	45,700	2,288	47,988	△368,003	△368,003	4,405	△269,909	-	△269,909
当 期 末 残 高	596,965	546,965	8,141	555,106	△1,040,609	△1,040,609	△15,596	95,865	411	96,276

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

商品、原材料及び貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3年～15年

車両運搬具 4年～6年

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社においては、主にソフトウェアや機材の販売、IFMCを用いた当社のヘルスケアブランド「Dr.Supporter」「My.Supporter」「SLEEPINSTANT」の販売及び各顧客に合わせたコンサルティングを行っております。ソフトウェアや機材、ヘルスケアブランドの販売に係る収益は、顧客との契約に基づいて、ソフトウェアの導入が完了した時点で、機材及びヘルスケアブランドの販売は顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

サービスに係る収益は、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり定額で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した額

繰延税金資産 5,876千円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としています。課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、事業環境の変化による不確実性を伴い、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	119,177千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	11,630千円
② 短期金銭債務	28,307千円
(3) 保証債務	

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社ヘルスケア・フィット	342,226千円
----------------	-----------

4. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高	
営業収益	110,642千円
営業費用	70,125千円
営業取引以外の取引高	4,288千円

(2)関係会社貸倒引当金繰入額
FPデザイン株式会社への貸付に係るものであります。

(3)関係会社株式評価損
FPデザイン株式会社及び株式会社ヒゴワンの株式に係るものであります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	21,051株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	4,137千円
未払事業税	2,274
譲渡制限付株式報酬	37,906
貸倒引当金	45,319
商品評価減	15,159
関係会社株式評価損	18,213
会員権評価損	3,209
資産除去債務	4,973
税務上の繰越欠損金	246,568
その他	1,658
繰延税金資産小計	379,421
評価性引当額	△369,989
繰延税金資産合計	9,432
繰延税金負債	
資産除去債務	△3,347
その他	△207
繰延税金負債合計	△3,555
繰延税金資産の純額	5,876

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社ヘルスケア・フィット	所有 直接100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	15,000	関係会社 短期貸付金	29,154
				資金の返済 (注1)	149,690	関係会社 長期貸付金	47,143
				利息の受取 (注1)	1,688	—	—
				債務保証 (注2)	342,226	—	—
	FPデザイン株式会社	所有 直接100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	30,000	関係会社 短期貸付金 (注3)	38,976
				資金の返済 (注1)	23,485	関係会社 長期貸付金 (注3)	102,549
				利息の受取 (注1)	1,950	—	—
	株式会社FPデザイン (注4)	所有 直接100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	155,000	関係会社 短期貸付金	27,648
				資金の返済 (注1)	95,328	関係会社 長期貸付金	107,362
利息の受取 (注1)				650	—	—	

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、貸付金利は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 債務保証については、子会社の金融機関からの借入に対して当社が保証を行っております。なお、取引金額には、債務保証の期末残高を記載しております。

(注3) 関係会社短期貸付金及び関係会社長期貸付金に対して、合計141,525千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計141,525千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(注4) 株式会社FPデザインについては、2025年8月1日付で全株式を譲渡したことにより、関連当事者には該当しなくなったため、取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載しております。議決権等の所有(被所有)割合及び関連当事者との関係並びに期末残高については、関連当事者ではなくなった時点を記載しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
役員及び 主要株主	川瀬 紀彦	被所有 直接29.6	債務被保証	不動産等賃貸 借契約に対す る債務被保証 (注1)	29,620 (注2)	—	—

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社が賃借している事務所等の不動産賃貸借契約に対する債務被保証であります。なお、保証料の支払は行っておりません。

(注2) 不動産賃貸借契約に対する債務被保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、期末における対象債務はありません。

8. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 6.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 60円26銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 243円19銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | — |

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

株式会社リグア
取締役会 御中

あると築地有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長井完文
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	曾川俊洋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リグアの2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上